

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業政策課	整理番号	1-2-3
許認可等の種類	定款変更の認可			
根拠法令条例等・条項	商工会法第44条第2項(第48条第5項、第58条第4項において準用する場合を含む)			
許認可等の概要	2以上の市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会連合会の会長は、総会(総代会)において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、知事に定款の変更の許可を申請しなければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令において言い尽くされているため)</p> <p>○商工会法第23条(設立と同様)</p> <p>発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、知事に設立の認可を申請しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。</p> <p>一 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。</p> <p>二 第13条本文に規定する者の2分の1以上が会員となるものであること。</p> <p>三 その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。</p> <p>四 その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。</p> <p>五 設立しようとする商工会が第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。</p> <p>※上記の権限は、1の市町村の区域をその地区とする商工会については、市町村長が行使用することとされています。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね20日間			
期間の制定根拠	経由期間(地域振興局):10日、処分庁:10日			